



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.2665 年末調整の対象となる人

No.2665 年末調整の対象となる人

[令和7年4月1日現在法令等]

対象税目

源泉所得税

概要

年末調整は、役員または使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税および復興特別所得税の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税および復興特別所得税の額との差額を精算するものです。

この年末調整の対象となる人は、[「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」](#)を年末調整を行う日までに提出している一定の人です。

年末調整の対象となる人は、年末調整を12月に行う場合と、年の中途で行う場合とで違います。

12月に行う年末調整の対象となる人

12月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに1年を通じて勤務している人や、年の中途で就職し年末まで勤務している人([青色事業専従者](#)も含みます。)です。

ただし、次の2つのいずれかに当てはまる人は除かれます。

- (1) 1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人
- (2) 災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税および復興特別所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人

年の中途で行う年末調整の対象となる人

年の中途で行う年末調整の対象となる人は、次の5つのいずれかに当てはまる人です。

- (1) 海外支店等に転勤したことなどの理由により非居住者となった人
- (2) 死亡によって退職した人
- (3) 著しい心身の障害のために退職した人（退職した後に再就職をし給与を受け取る見込みのある人は除きます。）

- (4) 12月に支給されるべき給与等の支払を受けた後に退職した人
- (5) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が123万円以下である人（退職後その年に他の勤務先から給与の支払を受ける見込みのある人は除きます。）
- したがって、年の中途で退職した人で（1）から（5）以外の人は年末調整の対象となりません。

根拠法令等

所法190、194、198、復興財確法30、所基通190-1、災免法3

関連リンク

◆パンフレット・手引き

・[源泉所得税関係](#)

・[年末調整関係](#)

◆関連する税務手続

・[【手続名】給与所得者の扶養控除等の（異動）申告](#)

・[年末調整手続の電子化に向けた取組について](#)

◆[年末調整がよくわかるページ](#)

関連コード

2662 [年末調整のしかた](#)

2668 [年末調整の対象となる給与](#)

2671 [年末調整の後に扶養親族等の人数が異動したとき](#)

2674 [中途就職者の年末調整](#)

お問い合わせ先

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、[税についての相談窓口](#)をご覧になって、電話相談をご利用ください。

このコンテンツはお役にたちましたか？

はい

いいえ

今後の改善のための参考とさせていただくため、
アンケートを実施しています。ぜひご協力をお願いいたします。

[アンケートへ](#)

[このページの先頭へ](#)

税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

刊行物等

- パンフレット・手引
- インターネット番組「Web-TAX-TV」
- 出版物
- 統計情報
- 点字広報誌「私たちの税金」

法令等

- 税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

お知らせ

- トピックス一覧
- 報道発表
- パブリックコメント
- 調達情報・公売情報
- 不審な電話や振り込め詐欺にご注意を
- その他のお知らせ

国税庁等について

- 国税庁の概要
- 組織（国税局・税務署・税務大学校等）
- 採用情報
- 国税庁の実績評価
- 審議会・研究会等
- 情報公開・個人情報の保護

利用者別情報

- 個人の方
- 法人の方
- 源泉徴収義務者の方

